

西栗倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 2年11月24日(火) 午後6:53～7:20

2. 開催場所 西栗倉村役場第一会議室

3. 出席者

農業委員	事務局
○ 青木英隆	事務局長 萩原 勇一 欠
○ 萩原眞壽雄	事務員 萩原 眞幸光
○ 上山光重	
○ 高木宣美	
○ 神原秀吾	
○ 政久剛志	
○ 井上 誠	
○ 春名光博	
○ 新田 茂	
○ 春名昌美	
○ 田中裕之 欠	
○ 小椋義宣	

4. 議事日程

- ・ 議事録署名委員の選出
- ・ 議案第1号 農地法第3条
- ・ 議案第2号 基盤強化法第19条
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3
- ・ 報告第2号 農地法第18条
- ・ 報告第3号 農地法第5条制限除外

5. 議決事項

- ・ 議案第1号 許可 ・ 不許可
- ・ 議案第2号 許可 ・ 不許可

6. 内容

事務局長	<p>それでは、11月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思います。会長よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>議題にそつて審議していきたく思いますのでよろしくお願ひします。</p> <p>まず、今回の議事録署名委員の指名をします。今回は、議席番号5番の神原委員と6番の政久委員にお願ひします。</p> <p>それでは、事務局から説明をよろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>失礼します。</p> <p>新型コロナウイルスの感染防止に伴ひ、議案の読み上げを省略する等の議事の一部を簡略化して進めて参りたいと思ひますのでご了承ください。</p> <p>では、資料2ページ目をお願ひします。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条にかかる所有権移転の設定についてです。 今回は、1件の申請がありました。</p> <p>■申請番号1-39番 譲渡人 西栗倉村大字 [REDACTED] 氏 譲受人 西栗倉村大字 [REDACTED] 氏</p> <p>各申請の申請書類は、3～7ページに添付しております。 以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>第1号議案について、何かありますでしょうか。</p>
<p>(意見聴衆)</p> <p>特になし。</p>	
会長	<p>他に無いようでしたら、第1号議案についてはご承認いただきました。</p> <p>次に、第2号議案について、事務局から説明願ひします。</p>
事務局	<p>議案第2号 基盤強化法第19条(農業経営基盤強化促進法)に係る利用権の設定についてです。 今回、6件の申請がありました。うち新規の設定が1件、再設定が5件となります。</p> <p>■申請番号2-35番(使用貸借) 6筆 利用権の設定をうける者 西栗倉村大字 [REDACTED] 氏 利用権の設定をする者 西栗倉村大字 [REDACTED] 氏</p> <p>■申請番号1-30番(賃貸借) 1筆 利用権の設定をうける者 西栗倉村大字 [REDACTED] 氏</p>

	<p>利用権の設定をする者 埼玉県 [redacted] 氏</p> <p>■申請番号 2-31 番 (使用貸借) 1 筆</p> <p>利用権の設定をうける者 西栗倉村大字 [redacted] 氏</p> <p>利用権の設定をする者 西栗倉村大字 [redacted] 氏</p> <p>■申請番号 2-32 番 (使用貸借) 2 筆</p> <p>利用権の設定をうける者 西栗倉村大字 [redacted] 氏</p> <p>利用権の設定をする者 西栗倉村大字 [redacted] 氏</p> <p>■申請番号 2-33 番 (使用貸借) 2 筆</p> <p>利用権の設定をうける者 西栗倉村大字 [redacted] 氏</p> <p>利用権の設定をする者 大阪府八尾市 [redacted] 氏</p> <p>■申請番号 2-34 番 (使用貸借) 2 筆</p> <p>利用権の設定をうける者 西栗倉村大字 [redacted] 氏</p> <p>利用権の設定をする者 東京都 [redacted] 氏</p> <p>各申請の申請書類と利用権設定する土地の地積図を 12～26 ページに添付しておりますのでご確認ください。 以上で説明を終わります。</p>
会長	第 2 号議案について、何かありますでしょうか。
委員	契約は新規じゃろ？
委員	田んぼはすでに設定されとった。
委員	属地主義ということなので、再設定だそうです。
委員	始期と終期が変わってもどうなるん？
事務局	まさに 1 日前です。
委員	それで切れるな？
事務局	全部切れて、次の日にきれて、再設定になります。切れなかったら農地法の 18 条の届出が必要になるので。
委員	はい。わかりました。
会長	別に問題ないですね。

会長	他に無いようでしたら、第2号議案についてはご承認いただきました。 次に、報告事項第1号について、事務局から報告願います。
事務局	<p>■報告事項第1号 27ページをご覧ください。 農地法第3条の3の規定による届出についてです。 3件の届出がありました。</p> <p>■報告番号1-29番 相続人 京都市北区 [REDACTED] 氏</p> <p>■報告番号1-36番 相続人 山口市 [REDACTED] 氏</p> <p>■報告番号1-40番 相続人 西栗倉村大字 [REDACTED] 氏</p> <p>29～60ページが届出書類になります。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
会長	事務局からの報告が終わりました。何かありますでしょうか。
会長代理	平田氏については、地目畑に対し、現況車庫があり、碎石も入っている。
事務局	(4条申請もあったと思うので) 本人に地目変更するよう伝えておきます。
会長	他に無いようでしたら、次に、報告事項第2号について、事務局から報告願います。
事務局	<p>■報告事項第2号 農地法第18条の通知で、利用権設定にかかる合意解約についてです。</p> <p>貸人 西栗倉村大字 [REDACTED] 氏 受人 西栗倉村大字 [REDACTED] 氏</p> <p>通知書他資料を62～63ページに添付しております。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
会長	事務局からの報告が終わりました。何かありますでしょうか。
(意見聴衆)	

特になし。	
会長	他に無いようでしたら、次に、報告事項第3号について、事務局から報告願います。
事務局	<p>■報告事項第3号</p> <p>農地法第5条制限除外による、認定電気通信事業者の事業に伴う案件です。</p> <p>渡人 群馬県前橋市 [REDACTED] 氏 受人 世田谷 [REDACTED]</p> <p>通知書他資料を65～79ページに添付しております。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。</p>
会長	事務局からの報告が終わりました。何かありますでしょうか。
(意見聴衆)	
特になし。	
会長	他に無いようでしたら、事務局からその他ありますでしょうか。
事務局	<p>① 2021年版農業員会手帳の配布について</p> <p>② 令和2年度人・農地プランへの農業委員の参画状況にかかる実態調査について岡山県農業会議からの調査依頼です。12月21日までに事務局まで提出してください。</p> <p>③ 岡山県における農業委員の現状と制度的課題に関するアンケートについて、岡山大学大学院からのアンケート依頼です。本日から2週間程度までに同封の封筒にて直接回答してください。</p> <p>④ 次回の総会について 12月25日(金)に開催予定としています。 なお、総会の前に農文協による研修会を予定しています。 内容は、農業電子図書館について1時間程度説明いただきます。 そのため、時間を18時からとし、終了後、総会を開催します。 お忙しい時期とは思いますがよろしくお願いいたします。</p> <p>⑤ 農地パトロールについて</p>
会長	<p>皆様、よろしいでしょうか。</p> <p>無いようでしたら以上で、議事を終了します。事務局にお返しします。</p>

事務局	お疲れさまでした。 それでは、閉会の辞を会長代理お願いします。
会長代理	ご苦労さまでした。身近にコロナがきておりますので、みなさん頑張りましょう。

年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員